

福井県小学校教育研究会 会則

[名称]

第1条 本会は、福井県小学校教育研究会と称する

[事務局]

第2条 本会の事務局は、会長の指定するところに置く

[目的]

第3条 本会は、本県における小学校教育活動の充実を図ることを目的とする

[事業]

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う
(1)総会及び研究大会 (2)教育課程研究集会 (3)各部研究大会
(4)調査研究 (5)講演会 (6)機関紙の発行
(7)研究集録の発行 (8)その他目的達成に適切と認められる事業

[組織]

第5条 本会に設けるブロックおよび部会は次の通りである
2 福井・吉田ブロック、坂井ブロック、奥越ブロック、鯖丹ブロック
南越ブロック、二州ブロック、若狭ブロック
3 国語 書写 社会 算数 理科
音楽 図画工作 体育 保健安全 家庭
道徳 特別活動 特別支援 へき地複式 生徒指導
学校図書館 学校給食 視聴覚 学校運営 生活・総合
外国語活動・外国語

[会員]

第6条 本会は、本会の趣旨に賛同し、学校単位で入会を申し込んだ者を会員とする

[会費]

第7条 本会の会費は、年額1,000円とし、主に以下のことに充てる
県各研究部会配付金、教育課程研究集会運営費、
研究集録等の印刷費、本部運営費

[役員等]

第8条 本会に次の役員を置く
会長1名 副会長2名 事務局長1名 理事 若干名
監事2名 顧問 1名
2 各支部に支部長、各研究部会に部会長を置く
3 各ブロックにブロック長、副ブロック長を置く

[役員等の選出]

第9条 会長及び副会長は、理事会において選出する
2 理事及び支部長は、各郡市において選出する
3 事務局長及び監事、顧問は、会長が委嘱する
4 理事1名を会計担当とし、会長が委嘱する
5 ブロック長及び副ブロック長は、当該支部長の中で互選する
6 部会長は、各研究部会において選出する

[役員等の任務]

- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- 3 事務局長は、この会の庶務を担当する
- 4 会計担当理事は、この会の会計事務を担当する
- 5 役員、ブロック長及び支部長は、理事会を構成し、次の事項の処理にあたる
- (1) 予算案の策定に関する事
 - (2) 決算案の作成に関する事
 - (3) 事業の計画及び実施に関する事
 - (4) その他会務の企画運営に関する事
- 6 監事は、本会の会計を監査し、総会にその結果を報告する
- 7 顧問は、本会の重要事項について諮問に応じる
- 8 ブロック長は、各ブロックの運営及び研究活動を統括する
- 9 部会長は、各研究部会の運営及び研究活動を統括する

[役員任期]

- 第11条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない

[総会]

- 第12条 総会は、年1回開催する
- 2 総会には、おおむね次の事項を行う
- (1) 新年度役員紹介
 - (2) 前年度会務及び決算報告
 - (3) 新年度事業計画及び予算案の審議
 - (4) 会則改正
 - (5) その他必要な事項
- 3 やむを得ない事情によって総会を開くことができない場合及び緊急を要する場合は、理事会の議決を持って総会に代えることができる

[経費]

- 第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる

[会計年度]

- 第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる

附則	この会則は、昭和39年4月1日から施行する			
	改正	昭和61年	5月	1日
	改正	平成2年	5月	1日
	改正	平成7年	5月	1日
	改正	平成12年	5月	1日
	改正	平成18年	2月	10日
	改正	平成19年	2月	9日
	改正	平成22年	2月	5日
	改正	平成26年	5月	16日
	改正	平成28年	5月	18日
	改正	平成30年	5月	16日
	改正	令和6年	2月	2日

福井県小学校教育研究会 運営細則

[目的]

第1条 この細則は、福井県小学校教育研究会の運営について必要な事項を定めることを目的とする

[事業計画及び予算の作成]

第2条 各ブロック長は事業計画書を、各研究部会は事業計画書と予算を作成し、指定された期日までに事務局に提出する

[事業]

第3条 会則第4条に示された事業のうち、
(1)研究大会及び総会 (2)教育課程研究集会 (3)機関紙の発行は、本部の事業とし、その他はブロックまたは研究部会の事業とする

[会費の納入]

第5条 会費の納入は、学校ごとに毎年指定された期日までに事務局へ一括納入するものとする

[理事・支部長及び支部研究部会長の選出]

第6条 各郡市は、ブロック長、理事・支部長及びブロックの部会長を選出して指定された期日までに事務局へ報告するものとする

[研究部会長の選出]

第7条 各研究部会の部会長は、各ブロック研究部会長の互選とする

[研究部会の役員]

第8条 各研究部会は、役員として部会長1名のほかに、副部会長2名、庶務・会計若干名を置くものとする

[研究部会規則]

第9条 各研究部会は、部会運営のために会則及び運営規則に従って、部会規則を定めることができる

[運営補助]

第10条 県内において、東海・北陸大会規模以上の研究大会がある研究部会は、開催前年度または当年度に、研究推進のため補助金（講師謝礼等）の交付を申請することができる。その上限は50,000円とする

[決算報告書]

第11条 各ブロック長は事業報告書を、各研究部会は事業報告書と決算報告書を作成し、指定された期日までに事務局に提出する

[報告書の様式]

第12条 次の各号に定める文書の様式は、所定の様式による

- (1)事業計画書 (2)事業報告書 (3)収支予算書 (4)収支決算書
- (5)役員報告書 (6)会員名簿 (7)会費徴収簿 (8)会費納入書

[改廃]

第 13 条 この細則は、理事会の議決を経て改廃することができる

附則 この細則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する

改正 昭和 61 年 4 月 25 日

改正 昭和 62 年 4 月 24 日

改正 平成 11 年 10 月 8 日

改正 平成 16 年 10 月 22 日

改正 平成 22 年 2 月 5 日

改正 平成 27 年 5 月 12 日

改正 令和 2 年 4 月 21 日

改正 令和 6 年 4 月 23 日

改正 令和 8 年 4 月 23 日